

【アメリカ】警察の軍事装備を認める大統領令

アメリカでは、2014年8月に警官による黒人青年の射殺事件への抗議デモが発生し、それに対する警察の装備が軍隊並みであることに批判が集まった。これは、1997年の法律（P.L.104-201）により、軍隊で余剰となった装備品を警察に提供するプログラムが設けられ、2014年9月までに約50億ドル（約5600億円）以上の物品が提供されたことによる。オバマ政権下で、当該プログラムの見直し等を定める2015年1月の大統領令（E.O.）第13688号、及びそれに基づき設置された作業グループによる同年5月の勧告により、装甲装軌車、大口徑の火器・弾薬、擲弾（てきだん）発射器等の提供が禁止された（本誌269号（2016年9月）pp.97-108参照）。2017年8月28日、トランプ大統領はこれを覆すE.O.第13809号を発令し、警察が軍隊から装備の提供を再度受けられるように、E.O.第13688号及び勧告を廃止することを定めた。セッションズ司法長官は、これにより警察官の生命を守り、犯罪を許さない姿勢を示すと述べている。（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2017-08-31/pdf/2017-18679.pdf>

【アメリカ】イラン・ロシア・北朝鮮に対する制裁法の成立

2017年8月2日、イラン・ロシア・北朝鮮に対する制裁を規定する法律（P.L.115-44）が制定された。法律は3編から成り、第2編でロシアに対する制裁を規定する。2016年の大統領選時のロシアによるサイバー攻撃及びトランプ陣営とロシアとの関係などに対する捜査が行われており、トランプ大統領は、法律の署名に当たり、法律には欠陥があるが国の一体性を損なわないために署名すると述べた。この法律は、2014年以降発令されたロシアに制裁を課す6件の大統領令を法制化し、大統領が制裁を終了させる場合には、連邦議会の審査・同意を必要とすることを定める。またロシアのクリミア併合に対する制裁措置を規定した2014年の2件の法律において、制裁の発動を大統領の裁量に委ねている規定を、大統領の義務と改正した。なお、法案ではロシアのエネルギー輸出パイプライン建設に関わる企業への制裁も義務付けられていたが、同盟国への影響が大きいため、同盟国と調整の上、大統領の裁量で行えるように変更された。（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/3364/text>

【カナダ】アルツハイマー病等の認知症対策に係る国家戦略法

2012年、世界保健機関（WHO）報告書「認知症：公衆衛生対策上の優先課題」が警鐘を鳴らしたように、各国で認知症対策が急がれている。カナダでも、アルツハイマー病等の認知症患者は既に74万人を超えており、今後十数年で倍増するという予測がある。2017年6月22日、対策強化の一環として、「アルツハイマー病等の認知症対策に係る国家戦略法」（S.C.2017, c.19）が成立した。同法は、所管官庁である保健省に、認知症対策に係る国家戦略を策定することを求める。戦略策定に当たっては、地方政府、研究者のほか、介護家族や医療従事者等の現場の声を聴取し（第2条）、①患者と社会の負担軽減に向けた具体的目標の設定、②認知症研究の拡充、③研究成果を生かした診断・治療基準の策定、④国際機関との連携、⑤地域医療機関及び介護家族の支援強化等に留意することを求めている（第3条）。また、専門家から成る諮問委員会の設置（第4条）、法律成立から2年以内に（その後は毎年）議会で政策の評価を報告することも定めている（第5条）。

（海外立法情報課・塚田 洋）

・ <http://www.parl.ca/DocumentViewer/en/42-1/bill/C-233/royal-assent>

【イギリス】自動車の二酸化窒素排出抑制計画

2017年7月26日、政府は、自動車から排出され大気汚染の原因となる二酸化窒素(NO₂)の抑制を目的とした計画書を公表した。この計画書は、2040年までにガソリン・ディーゼル車の製造を終了し、電気自動車へ転換するとの2011年以来の政府の指針を再確認し、そのための具体的な措置を示すものである。主な内容は、①「自動運転自動車及び電気自動車法案」(Automated and Electric Vehicles Bill)の提出と②地方自治体への支援である。①同法案は、電気自動車の利便性向上を目的として、ガソリンスタンドや高速道路のサービスエリアに充電スタンドを設置し、電気自動車に関する技術的共通規格を設定するための規定を設けている。②政府は、地方自治体へ、対策費として2億5500万ポンド(約379億円)を拠出する。地方自治体は、NO₂値抑制のため渋滞が起きやすい道路の位置を変更することや住民に対する公共交通手段の利用推奨、交通規制を行う。

(海外立法情報課・田村 祐子)

・ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/633270/air-quality-plan-detail.pdf

【イギリス】2017年子供及びソーシャルワーク法

2017年4月27日、「2017年子供及びソーシャルワーク法」(Children and Social Work Act 2017, c.16)が成立した。イギリスでは、養護施設や里親の下を離れる子(ケアリーヴァ)が毎年約1万人いるが、彼らは犯罪や売春などに陥りやすく、社会的自立に困難を抱える傾向にある。同法は、ケアリーヴァへの支援を充実させるために制定された法律で、全3部71か条及び5の附則から成る。同法は、子に対して実親と同じ責任を持つ、地方自治体の「社会的共同親(corporate parent)」としての役割について、子の精神的・身体的健康に配慮すること、子の意見、要望、感情を尊重すること、地方自治体や関連機関が提供するサービスへの子のアクセスを保障すること等、と規定し(第1条)、支援の対象を従来の18歳以下から25歳以下まで範囲を拡げた(第2条)。また、13歳から19歳までの全ての子の相談にパーソナルアドバイザーという専門職が応じる制度に関して、ケアリーヴァについては、その対象年齢を25歳まで拡大した(第3条)。(海外立法情報課・田村 祐子)

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/16/contents/enacted>

【フランス】公立の保育学校と小学校の時間割の編成に関するデクレ

フランスでは、2013年まで公立の保育学校(日本の幼稚園に相当する、2、3歳から6歳になるまでの子供を対象とする就学前教育機関)と小学校では、週24時間4日制の時間割制度(例えば1日6時間授業で水曜日は休み)が採られていたが、1日の授業時間が長く、子供が疲れるという理由で、2013年に週24時間4.5日制の時間割制度(例えば1日5.5時間授業で水曜日は午前授業)が導入された。しかし、1日の授業時間が短くなることで、授業後の子供のケアをめぐる人員・予算不足等の問題が生じた。フランスでは親が子供を送迎するのが一般的だが、女性の就業率が8割を超えていること等から、学習支援やクラブ活動などの放課後保育の制度が整っている。通学日が増えると、これらに携わる職員のための追加給が増加し、自治体の財政を圧迫するケースもあった。そこで、2017年6月27日、時間割制度の特例を認めるデクレ(政令に相当)が制定され、地区の学校評議会(conseil d'école)で過半数の賛成を得られれば、週24時間4日制の時間割制度に戻すことができるようになった。(海外立法情報課・安藤 英梨香)

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000035022480

【フランス】痩せ過ぎモデルの活動を規制する法令

高等保健機構（Haute Autorité de Santé）によると、フランスには、60万から100万人の拒食症患者がいる。前連帯・保健相マリソル・トゥレーヌ（Marisol Touraine）氏は、痩せ過ぎモデルの写真が、必要以上の痩せ願望を引き起こし摂食障害に陥る要因だとの見解を示していた。そこで、国民の健康と医療制度を改善する法律（本誌 267-1号（2016年4月）p.10参照）が制定され、同法に基づき摂食障害対策とモデルの健康改善のためのデクレ（政令に相当）とアレテ（省令に相当）が、2017年5月4日に成立した。デクレは、モデルの身体を加工した商業用写真に「修正済み」と記載することを義務付ける。記載を怠ると、35,000ユーロ（1ユーロは約129円）の罰金が科される。アレテは、フランスで働くモデルに、BMI（体重(kg)÷身長²(m)）が記載された就労可能な健康状態であることを証明する、有効期限2年の特別な診断書の提出を義務付ける。規定に反したモデルを雇用すると、6か月の拘禁刑及び75,000ユーロの罰金が科される。（海外立法情報課・安藤 英梨香）

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000034580217

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000034580535

【ドイツ】違憲政党を政党助成制度から排除するための憲法等改正

基本法（憲法）第21条は政党について、自由で民主的な基本秩序を侵害しドイツ連邦共和国の存立を危うくするものは違憲であると規定し、政党の違憲性決定権限を連邦憲法裁判所に付与している。2017年1月17日、連邦憲法裁判所は極右政党であるドイツ国家民主党（NPD）の違憲性を確認したものの、政党禁止とはしなかった（本誌 271-1号（2017年4月）pp.14-15参照）。この判決をきっかけに、違憲政党を政党助成制度から排除するための憲法改正法及び関連法改正法が同年7月に制定された。基本法第21条改正法（BGBl. I S. 2346, 2017年7月20日施行）は、国庫補助及び税優遇から違憲政党を排除することと、これらの政党助成制度からの排除を連邦憲法裁判所が決定する権限を規定したものである。また、政党助成制度から違憲政党を排除する法律（BGBl. I S. 2730, 2017年7月29日施行：全8条）は、連邦憲法裁判所法、政党法、所得税法、所得税施行令、法人税法、相続税及び贈与税法、譲渡税法の改正を規定している。（海外立法情報調査室・泉 眞樹子）

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/815/81583.html>

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/815/81584.html>

【ドイツ】児童婚（18歳未満での結婚）を禁止する法律

未成年者の結婚、いわゆる児童婚は児童福祉に反し成長の機会を奪いかねないとして、18歳未満での結婚を禁ずる法律が2017年7月21日に公布、22日に施行された（BGBl. I S. 2429）。従来、一方が成人であれば、家庭裁判所に申請することで16歳以上の者と結婚できたが、今後は認められない。これまでに認められた16歳以上18歳未満での結婚も、裁判所の決定により無効にできる。未成年で結婚した者が成人しており婚姻関係を認め、婚姻無効がかえって過酷になる場合は別である。同法は、外国の法律により合法的に結ばれた結婚にも適用される。ハイコ・マース（Heiko Maas）連邦司法大臣は、外国で結婚した未成年者をドイツの法律で保護することが同法の目的の一つであると明言した。同法は全11条から成り、民法典、庇護法、滞在法、社会法典第8編（児童青少年支援）等を改正する。また連邦司法消費者保護省、連邦内務省及び連邦家族高齢者女性青少年省が、施行後3年以内に実態報告を行うことも規定されている。（海外立法情報調査室・泉 眞樹子）

・ BT-Drucksache 18/12086.

【ロシア】自殺教唆に対する罰則強化

2017年7月29日連邦法第248号「ロシア連邦刑法典の改正について」が施行された。従来、ロシア連邦刑法典第110条第2項では未成年者や妊婦に対する自殺教唆及び組織的な自殺教唆等に対する罰則を禁錮5年以上8年未満と規定していたが、これが8年以上10年未満へと改正された。一方、その他の者に対する自殺教唆の罰則は禁錮5年未満のまま据え置かれた。また、第110¹条では、明示的に自殺を行うよう誘導したり、自殺を行うための手段を提供した場合の罰則が強化され、従来の禁錮5年未満から禁錮5年以上10年未満へと引き上げられた。この種の行為を未成年者に対して行った場合は禁錮6年以上12年未満とされ、特定の職業に就くことも7年未満又はそれ以上の期間にわたって禁止される。ロシアでは近年、利用者を心理的に脅迫して自殺に追い込むインターネットゲーム「青い鯨」が流行し、多数の未成年者が自殺したことが社会問題になった。今回の法改正は類似の事態を防止することを目的としたものと見られる。 (海外立法情報課・小泉 悠)

・ <http://kremlin.ru/acts/bank/42210>

【ロシア】外国籍者の強制出国に関する規定

2017年7月29日連邦法第270号「連邦法「ロシア連邦における出入国手続について」の改正について」が成立し、施行された。同法では、外国籍者及び無国籍者がロシア連邦の領域内に合法的に滞在している場合であっても、国防、国家安全保障、公共秩序、住民の健康、憲法体制その他の利益に対して脅威であると認定された場合には、当該者の滞在又は居住を好ましくないものと認定することができる。外国に向かう途中の経由地としてロシア連邦の領域内に滞在している場合も同様である。滞在又は居住が好ましくないと認定された者はロシア連邦から出国しなければならない。ただし、当該者が周辺の環境に危険な影響を及ぼす感染症に感染している場合には、ロシア連邦の領域内で治療を行った後に治療を継続できる外国に出国させる。回復期にある場合には、滞在又は居住を好ましくないとする認定が猶予される。以上の措置はロシア連邦内閣が指定する連邦行政機関が行うとされているが、具体的な担当官庁はまだ明らかでない。(海外立法情報課・小泉 悠)

・ <http://kremlin.ru/acts/bank/42190>

【韓国】仲裁産業振興に関する法律

裁判外紛争解決手続である仲裁は、紛争当事者の合意により専門知識を有する仲裁人を選任できる、中立性を確保できる、迅速な解決が期待できる等の理由から、国際商事紛争において広く活用されている。近年、シンガポールや香港が国際仲裁の誘致のためのインフラ整備を進めているのに対抗し、韓国も東アジアの国際仲裁ハブを目指し、政府が仲裁産業（仲裁の誘致及び審理等に必要な施設、サービス等に関連する産業）振興のための法整備を進め、2016年12月27日、「仲裁産業振興に関する法律」が制定された（2017年6月28日施行）。同法は本則10か条及び附則から成り、①5年ごとの仲裁産業振興基本計画の策定及び実施（第3条）、②紛争解決施設（仲裁センター等）の設置・運営等の推進（第4条）、③仲裁人の養成（第6条）、④国際仲裁の誘致促進（第7条）、⑤関連事業に対する財政支援（第8条）、⑥国から財政的支援等を受ける機関、法人等の独立性・自律性の保障（第10条）等が規定された。 (海外立法情報課・藤原 夏人)

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_Q1K6K0I8W1A8E1P1L0N1W4S4A1P6Y1

【韓国】女性の経済活動中断を防止するための法改正

韓国統計庁によると、54歳以下の既婚女性927万3千人のうち、結婚、妊娠・出産、育児等を理由に経済活動を中断している女性（以下「経歴断絶女性」）は190万6千人に上っている（2016年4月現在）。中断理由は、結婚（34.6%）、育児（30.1%）、妊娠・出産（26.3%）の順に多く、年齢階級別では30～39歳が101万2千人と最も多い。経歴断絶女性に対しては、「経歴断絶女性等の経済活動促進法」（2008年6月制定）に基づき、経歴断絶女性支援センターにおいて再就職支援等が行われているが、さらに経済活動中断の防止に係る支援を強化するため、2017年3月21日に同法が改正された（同年9月22日施行）。法改正により、「経歴断絶女性等」の定義に、婚姻により経済活動を中断した女性が新たに追加されるとともに、支援センターの事業に経済活動中断の防止に係る事業が追加された。また、女性の経済活動の中断防止及び促進に係る事業の立案、支援センターへの支援等を行う中央経歴断絶女性支援センターの設置も新たに規定された。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q1K7F0N2R2A2B2G2F0C9M1U4U2C8Z5

【中国】国歌法の制定

2017年9月1日、国歌法が全国人民代表大会常務委員会で可決、成立し、同日公布された（同年10月1日施行）。中国の国旗、国歌、国章はいずれも憲法に規定があり、国旗法（1990年10月1日施行）、国章法（1991年10月1日施行）も制定されている。憲法に当初から規定のあった国旗、国章と異なり、2004年の憲法改正時に初めて「義勇軍行進曲」を国歌と定める規定が加わり、今回の国歌法制定に至った。同法は、国歌の尊厳維持を国民及び組織の義務とし、国歌を演奏すべき行事等を具体的に定め、政府のウェブサイトに掲載される標準楽譜と公定録音の使用を義務付けている。商業広告、私人の葬儀、公共空間のBGM等での使用は禁じられる。公共の場で故意に歌詞を改ざんするなど国歌を侮辱した者は、公安機関が警告又は15日以下の行政拘留処分とし、悪質な場合は刑事罰が科される。禁止事項及び罰則は、国旗法、国章法とほぼ同内容である。国歌を小中高校の愛国主義教育の教材とすることも定められている。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/9/4/art_11_206118.html

【台湾】原住民族言語発展法の制定

台湾には漢民族以外にアミ族、パイワン族等16の原住民族が居住し、その人口は2017年6月現在、計556,022人（総人口の約2%）である。長年にわたり差別的待遇を受けてきたこれらの原住民族に対し、台湾政府は権利回復及び地位向上のための取組を強化している。2001年に原住民族労働権保障法、2005年に原住民族基本法、2007年に原住民族伝統・知的創作保護条例が制定されるなど、法整備も進んできている。2017年5月26日に立法院で可決、成立した原住民族言語発展法（同年6月14日施行、全30か条）は、各原住民族言語を「国家言語」と位置付け、その使用、伝承等を保障することを目的とする。原住民族言語について、①各地方政府における専任の普及要員の配置、②立法・行政・司法機関での使用権の保障、③公共交通機関、公共施設等での使用拡大、④原住民族言語版の法令集の刊行、⑤辞書編さん、⑥学校教育における学習機会の保障と専任教師の育成等が義務規定として盛り込まれている。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7309:40-44>

【オーストラリア】統計局による同性婚に対する意識調査

保守連合政権が提出した 2016 年同性婚国民投票 (plebiscite) 法案 (提出の経緯に関しては、本誌 269-1 号 (2016 年 10 月) p.36 参照) が上院で否決されたことを受け、2017 年 8 月 9 日、同政権は、オーストラリア統計局 (Australian Bureau of Statistics) に、「同性婚を認めるよう法改正すべきか」について有権者の意識調査をするよう命じた。当該調査の対象者は、2017 年 8 月 24 日時点の全ての選挙人名簿登録者である。調査は、同年 9 月 12 日から 11 月 7 日まで実施され、結果は 11 月 15 日に公表される見込みである。有権者は、その住所に郵送された調査用紙に記入して返送する。調査は、1905 年調査及び統計法 (Census and Statistics Act 1905) を根拠とし、その結果に拘束力はない。しかし、同政権は、賛成が多数であった場合、法律で同性婚を定める法案を提出するとしている。なお、政権内部でも同性婚を法律で定めることには賛否が分かれている。 (海外立法情報課・芦田 淳)

・ http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/FlagPost/2017/August/Known_unknowns_about_the_same_sex_marriage_survey

【インドネシア】医薬品及び食品の監督強化に関する大統領告示

インドネシアでは、医薬品の安全性が問題となっている。2016 年 6 月には、病院を含む 37 施設で少なくとも幼児 197 人へ偽ワクチン (ポリオ、麻疹等) が接種され、その流通には偽ワクチン及びラベルの製造者、運び屋、販売者等が関与する深刻な問題であることが判明した。そのため、2017 年 3 月 10 日、ジョコ・ウィドド政権は、医薬品及び食品の監督強化に関する大統領告示 2017 年第 3 号 (InPres No.3, 2017) を施行した。医薬品の審査、規格決定、適正製造規範認定 (GMP) は国家医薬品食品監督庁が担当しているが、同告示は、同庁以外の 11 省庁の長及び知事等にも監視及び罰則を強化するよう命じるものである。工業大臣へは危険物製造の監視、製品包装基準の見直し、通信・情報大臣へは違法薬物及び食品を販売するウェブサイトの遮断を指示した。また、商業大臣には危険物の販売許可、知事には卸業者への許可、市長には薬局等開業許可の取消権限をそれぞれ付与する規定を設けた。 (海外立法情報課・合地 幸子)

・ <http://setkab.go.id/inilah-instruksi-presiden-tentang-peningkatan-efektivitas-pengawasan-Obat-dan-makanan/>